

議案第 3 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 1 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「635,000円」を「645,000円」に改め、同条第2号中「585,000円」を「595,000円」に改め、同条第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用し、改正後の条例第1条の規定は、令和7年1月1日から適用する。

（報酬及び期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市議会の議員の報酬及び期末手当について、所要の改正を行うものであります。